

職人商店街調査検討事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

職人商店街調査検討事業業務委託

2 委託業務の目的

松江には、今でも和菓子・漆器・陶器・磁器・織物・和紙・木工・石材などの伝統的手作り技術や技能を生かした手仕事が多量に残っている。それら手仕事を生業とする職人が、中心市街地の商店街の人通りに面した通り沿いや空き店舗等に店を構え創作活動を行う松江ならではの商店街（＝職人商店街）の創出を目指し、求められる取り組み（職人等の参画条件、支援人材の存在、必要な機能の整理・確保等）を明らかにするための調査を実施することで、現況を踏まえた課題の洗い出しや事例研究に基づく成功要因分析を行い、事業実施による効果と実現可能性とを明らかにすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日～令和4年2月28日（月）

4 委託業務の概要

別紙「職人商店街調査検討事業業務委託 仕様書」を参照のこと

5 提案上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

6 応募要件

プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をいずれも満たす団体（法人格の有無は問わない）または個人であること。

- （1） 松江市競争入札参加資格を有する者にあつては指名停止を受けていないこと。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （4） 個人にあつては、国民健康保険料の未納がないこと。

7 スケジュール

項目	期間
各書類の配布	令和3年8月30日（月）～ 9月24日（金）
質問の受付	令和3年9月24日（金）17時（必着）
質問への回答	令和3年9月28日（火）に一括して応募者全員に回答する。
参加意思の表明の受付	令和3年9月29日（水）17時（必着）
企画提案書類等の受付	令和3年10月6日（水）17時（必着）
企画提案書類等の受付結果発表	令和3年10月8日（金）
プレゼンテーション	令和3年10月中旬（予定）
事業候補者決定・結果通知	令和3年10月中旬（予定）
契約締結	令和3年10月中旬（予定）

8 募集について

(1) 実施要領の配布

実施要領は次のとおり配布するほか松江市ホームページからダウンロードにより配布する。

ア 配布期間

令和3年8月30日(月)～令和3年9月24日(金)9時～17時

※松江市役所で配布する場合は、配布期間中の土、日及び祝日を除く

イ 配布場所

「12 担当部署」にて配布

(2) 質疑の受付

本募集にかかる内容・諸条件(募集要領、仕様書)について、応募を検討する者からの質疑は次のとおり受付する。

ア 受付期間

令和3年8月30日(月)～令和3年9月24日(金)17時

イ 提出方法

質疑書(様式2)に記載し、件名を「職人商店街調査検討事業業務委託 質疑書(事業者名・提出日)」として、「12 担当部署」へメールにより提出すること。

ウ 回答

提出された質疑への回答は、令和3年9月28日(火)に一括して応募者全員に行う。

(3) 参加意思の表明

本プロポーザルに参加する場合、企画提案参加意思確認書(様式1)を提出すること。

ア 提出期限

令和3年9月29日(水)17時(必着)

イ 提出先

「12 担当部署」へメールにより提出すること。

(4) 企画提案書類等の受付

本プロポーザルに参加する場合、以下のとおり、企画提案書類等を提出すること。

ア 提出期限

令和3年10月6日(水)17時(必着)

イ 提出書類・提出部数

- ・企画提案書(任意様式)7部

①様式は任意とする。

②用紙サイズはA4版、文字サイズは10.5ポイント以上を基本とする。

③表紙には「職人商店街調査検討事業業務委託 企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。

- ・応募申込書(様式3)1部

- ・会社概要書(様式4-1)1部

- ・業務実績調書(様式4-2)1部

- ・商業登記簿謄本(応募申込日3か月以内の証明)1部 ※コピー可

- ・納税証明書(応募申込日3か月以内の証明)各1部 ※コピー可

※国税…「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納額のない証明書

※市税…松江市の納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

- ・価格提案書(様式5)1部

- ・経費明細書(様式5-別紙)1部

ウ 提出方法及び提出先

持参又は郵送にて「12 担当部署」へ提出すること。

エ 受付結果の発表

令和3年10月8日(金)に一括して企画提案者全員に行う。

- (6) 企画提案書に関するプレゼンテーション
 企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。
- ア 実施時期
 令和3年10月中旬(予定)
 ※詳細な日時については別途通知による。
- イ 実施場所
 松江市役所庁舎内会議室(予定)
 ※詳細な場所については別途通知による。
- ウ 注意事項等
- ① プレゼンテーションはオンラインでの実施も認める。
 - ② プレゼンテーションは、原則として、実施体制の責任者又はリーダーが行うこととし、同席できるのは2名までとする。(計3名まで)
 - ③ プレゼンテーションの実施時間は30分程度とし、準備時間5分以内、説明時間20分以内、本市からの質問及びその回答時間は、5分程度とする。
 - ④ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
 - ⑤ プレゼンテーションの方法は紙に印字した企画提案書等により行うこと。ただし、提案者側の任意で、提案者側で準備したパソコンを用いた提案を補足的に行うこともできる。

9 審査方法

- (1) 選定委員会の設置
 応募申込書等を審査するために「職人商店街調査検討事業業務委託 公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。
- (2) 事業候補者の決定
 選定委員会は、下記「(3) 主な審査の着目点」に基づき審査し評価を行う。
- (3) 主な審査の着目点

審査項目	主な審査の着目点	配点
① 業務理解度		
業務理解度	本事業の目的を理解した上で松江の現状を踏まえた提案をしているか。	10
仕様書の理解度	提案内容が仕様書の項目を踏まえた内容となっているか。	10
業務全体のプロセス	無理のない業務計画を組んでいるか。業務項目ごとにスケジュールが明確に示されているか。	10
② 企画提案力		
的確性	提案内容が本市のニーズと合致しているか。	10
費用積算の妥当性	経費見積額は、提案内容に対して適正であるか。	10
実現性	企画内容が実現可能なものとなっているか。	10
③ 業務実績		
同種、類似業務の実績	実施団体のこれまでの実績は評価できるか。	20
④ 実施体制		
業務遂行にかかる体制	本業務を実施できる体制が確立されているか。	10
専門的知識を有する人材の有無	調査遂行に有効な専門的知識を有する人材の配置が可能か。	10
合計		100

- ・評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているかまたは劣っているかを判断するものとする。
- ・評価には、次のとおり対応する点数を設け、当該項目の点数とする。
 - 大変優れている：10点（③は20点）
 - 優れている：8点（③は16点）
 - 普通：6点（③は12点）
 - 劣る：4点（③は8点）
 - 大変劣る：2点（③は4点）
- ・配点合計100点満点中、委員の平均評価得点70点未満の提案は落選とし、70点以上の提案のうち、最も高い評価となった応募者を事業候補者として決定する。
- ・本市と事業候補者が協議し、提案内容や契約内容などに関する調整を行う。調整の結果、必要な契約等を締結する事業者として適正であると判断された場合に決定する。また、事業候補者との協議の結果、契約等を締結する事業者として不適格であると判断した場合には、審査結果で上位のものから順に事業候補者として協議を行うこととする。
- ・決定時期は令和3年10月中旬（予定）とし、審査結果については、応募者全員に通知する。ただし、選定理由等についての問い合わせには応じない。

10 契約について

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 特約事項

受託者は、誓約書に記載した事項に違反した場合や、受託者の責めに帰すべき事由によって委託期間の終了までに契約を履行しない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に本市の承認を得ることとする。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(5) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(6) 契約不適合責任

ア 引き渡された成果物等に不適合があることが判明した場合、本市は、受託者に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

イ アに規定する場合において、本市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、本市は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能である、又は、受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確にしている、その他本市が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、本市は、何らの催告なくして代金の減額請求をすることができる。

ウ 契約不適合が本市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、本市は、受託者に対し、ア及びイの請求をすることができない。

エ 受託者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない本件成果物を本市に引き渡した場合において、本市がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、本市は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(7) その他

ア 業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

イ 個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

ウ 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

1.1 その他

(1) 提出書類の作成・提出等にかかる一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。なお、書類は本事業の選定等のために使用し、他の目的には使用しないものとする。

(3) 書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、指名停止措置等を行うことがある。

(4) 提案書は1者1点に限る。また、提出後の資料の追加又は修正等は認めない。

(5) 参加辞退は自由とする。「企画提案参加意思確認書」の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を令和3年10月6日(水)17時までに提出すること。

(6) 本要領に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

1.2 担当部署

松江市産業経済部商工企画課(担当:大塚)

〒690-8540 松江市末次町8番地

電話:0852-55-5208

FAX:0852-55-5553

メールアドレス:shoukou@city.matsue.lg.jp